

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たるときは、その翌日)

告

示

鳥取県告示第四百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松平摩里子	鳥薬第七三七号	平成二年四月十七日

土地地区画整理事業の終了の認可（都市計画課）

土地改良事業の工事の完了（〃）

土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の実施（管理課）

国土調査の成果の認証（三件）（〃）

基本測量の実施（管理課）

土地収用法による事業の認定（〃）

鳥取県告示第四百九十六号

健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により次のとおり告示する。

平成2年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成2年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人南家医院	境港市渡町一四八〇	平成2年五月一日
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目二八一二	"
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五一四八	"
ナガイ薬局	西伯郡岸本町大殿六一八	"
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五—一七	"
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	"

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上田 良雄	鳥国医第四、〇八四号	平成2年四月二十六日
谷本 善彦	鳥国薬第七三六号	平成2年四月二十一日
松平 摩里子	鳥国薬第七三七号	平成2年四月十七日

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があるので、同条第十七項の規定により告示する。

平成2年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十七号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の

退任した役員の氏名及び住所
理事 福井博之 東伯郡東郷町大字白石六三三
平成二年三月二十七日退任

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大誠土地改良区の定款の変更を平成二年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百一号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
久米土地改良区	土地改良総合整備事業（水田小規模排水）	平成二年三年二月二十日
"	"	"
般若地区	般若地区	"

鳥取県告示第五百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成2年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者 の名称	調査を行つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認証年月日
八頭郡 八東町	昭和六十三年度 及び平成元年度	八東町（大字日 下部の一部）の 地籍図及び地籍 簿	八頭郡八東 町大字日下	平成二年 五月十四日

鳥取県告示第五百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成2年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者 の名称	調査を行つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認証年月日
東伯郡 北条町	昭和六十三年度 及び平成元年度	北条町（大字松 神の一部）の地 籍図及び地籍簿	東伯郡北条 町大字松神 の一部	平成二年 五月十四日

鳥取県告示第五百三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成2年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

平成二年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称
安倍彦名団地土地区画整理事業
二 施行者の住所及び氏名又は名称
鳥取市東町一丁目二七一

一起業者の名称
大山町

二 事業の種類
「ふるさと憩いの丘」整備事業

三 起業地
大山町役場

四 1 収用の部分 西伯郡大山町宮内字仁王堂地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
大山町役場

三 事業施行期間
理事長 西尾邑次
第一工区 昭和六十一年五月三十日から平成元年三月三十一日まで
第二工区 昭和六十一年五月三十日から平成元年六月三十日まで
第三工区 昭和六十一年五月三十日から平成二年三月三十一日まで
四 施行地区的区域

第一工区

昭和六十一年五月三十日から平成二年三月三十一日まで

第二工区

昭和六十一年五月三十日から平成元年六月三十日まで

四

第一工区

昭和六十一年五月三十日から平成二年三月三十一日まで

四

米子市安倍字清水尻西、字俎板西、字船入及び字船入沖並びに彦名町字二番川、字二番川中及び字二番川灘の各一部

第二工区

昭和六十一年五月三十日から平成元年六月三十日まで

四

米子市安倍字俎板西及び字船入沖並びに彦名町字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

第三工区

昭和六十一年五月三十日から平成元年六月三十日まで

四

米子市彦名町字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

五 施行認可年月日

昭和六十一年五月二十四日

六 土地区画整理事業の終了の認可年月日

平成二年五月十七日

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目

取
県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】